

創業10年未満の 中小・ベンチャー企業の皆様へ

中小企業庁

年間22兆円の市場に参入するチャンスです！
行政機関等の調達を活用して販路を拡大してみませんか？

実は...国や地方公共団体といった行政機関等のモノ・サービス等の調達規模は、年間約22兆円。国の年間7兆円強の実績のうち1%程度は創業10年未満の新規中小企業者が受注しています。今回、**国は、この比率を倍増する目標を設定※**しました！

※「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」(官公需法)を、平成27年8月に改正。

行政機関等では、多種多様なものを調達しています。皆さんの扱っている商品・サービス・技術がいかせる分野がたくさんあります。

＜行政機関等が調達する案件の例＞

- 物品・サービス:事務用品、清掃用品、蛍光灯、防災用品、チラシ等のデザイン・印刷、HP・プログラム作成、庁舎の清掃・警備 等
- 工事:簡単な修繕(漏水処理、壁の修繕) 等

＜行政機関等の例＞

- 国の各府省・地方機関、地方公共団体、国立大学、大学病院、研究機関 等
- 各機関のHPや調達・契約窓口にて調達情報が提供されていますので、身近な機関を是非チェックしてみてもはいかがでしょうか？

行政機関等では、皆様の参入機会を拡大するために、様々な取組を行っています。

行政機関の入札に参加するには、資格審査※を経て参加資格を得る必要がありますが、少額な案件については、資格が無くとも各機関が見積合わせをした上で随意契約を行うこともあります。

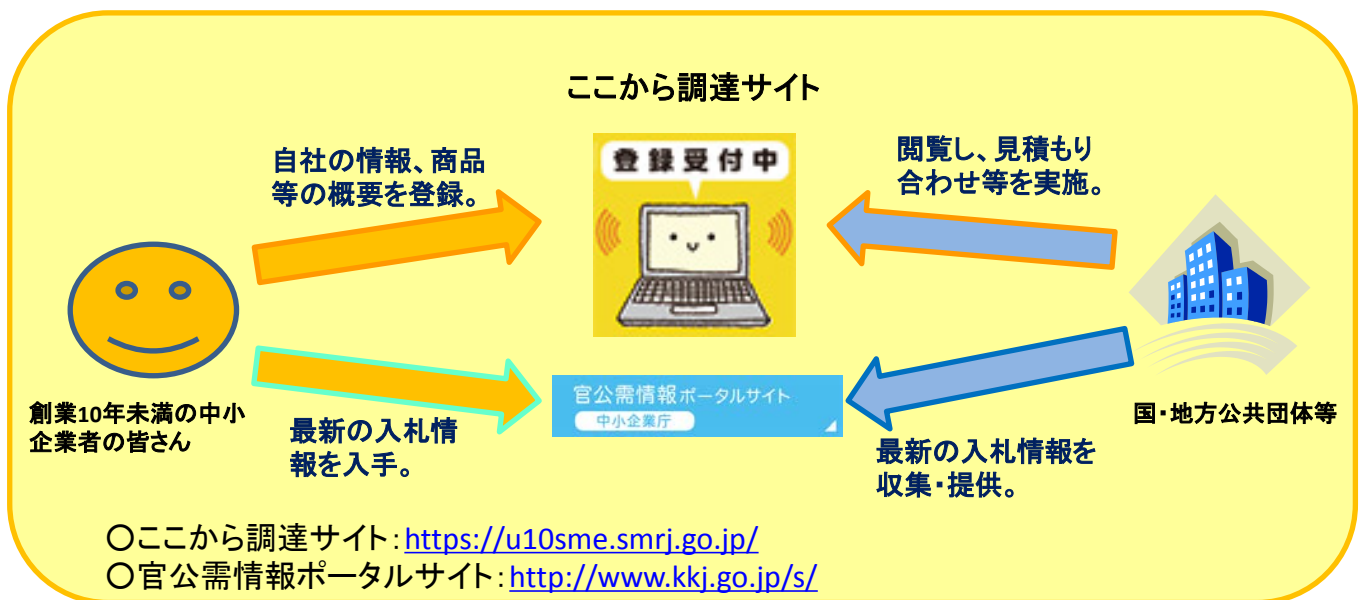
※例えば、国の物品・役務調達については、「全省庁統一資格」の審査を随時実施中です。

ご関心があれば、<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html> をご参照ください。

行政機関の調達に参入するためには、(1)行政機関の調達担当者に知ってもらうこと、(2)調達情報を集めることが重要です。

→(1)「**ここから調達サイト**」に登録してみませんか？行政機関の調達担当者が閲覧し、見積もり先選定の参考にしています。

→(2)「**官公需情報ポータルサイト**」において、関心のある情報を入手してみませんか？



◆問い合わせ先

1. 本施策全体及び「官公需情報ポータルサイト」について
中小企業庁 取引課(官公需班)

電話: 03-3501-1669 FAX: 03-3501-6899

<https://www.mirasapo.jp/kankouju/index.html>

2. 「ここから調達サイト」について

中小企業基盤整備機構 販路支援課

電話: 03-5470-1525 MEIL: u10sme@m-list.smrj.go.jp